

政令第三百三十五号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「アイヌ政策推進本部」の下に「、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。